

承認後に利用できる支援策

経営革新計画の承認を受けた事業者は、計画の範囲内で下記支援策の利用申請を行うことができます（計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません）

保証・融資の優遇措置	海外展開に伴う支援措置
・信用保証の特例 ・日本政策金融公庫による融資制度(新事業活動促進資金) ・岡山県中小企業者向け融資制度(経営革新資金)	・(株)日本政策金融公庫法の特例(スタート・バイ・クレジット) ・(株)日本政策金融公庫法の特例(クロス・ボーダー) ・中小企業信用保険法の特例(海外投資関係保証)
販路開拓の支援措置	設備投資・投資の支援措置
・販路開拓コーディネート事業	・設備貸与制度の特別金利 ・中小企業投資育成(株)による投資

※市町村においても、経営革新計画の承認を受けた事業者に対する独自の支援策を実施している場合があります

申請資料・提出先

所定の申請様式に必要事項を記入の上、添付資料と合わせて提出してください

申請書	様式第13、別表1～7
添付資料 ※法人の場合	①直近3期分の決算報告書 ②定款の写し(最終頁に原本証明、6カ月以内の日付、代表者職氏名記入) ③商業登記簿履歴事項全部証明書(発行日6カ月以内、北°-不可) ④経営革新計画補足資料 ⑤別表3の積算根拠、会社概要、導入予定設備のパソソルットや見積書等
提出先	公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部中小企業支援課 🏠 岡山市北区芳賀5301 ☎ 086-286-9626

お問い合わせ先

☑ 経営革新計画の策定に関するお問い合わせ先

岡山商工会議所 中小企業支援部	岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2266
倉敷商工会議所 中小企業相談所	倉敷市白楽町249-5	086-424-2111
津山商工会議所 中小企業相談所	津山市山下30-9	0868-22-3141
ほか、県下9か所の商工会議所「中小企業相談所」		
岡山県商工会連合会 広域サポートセンター	岡山市北区弓之町4-19-401 岡山県中小企業会館4階	086-224-4341
ほか、県下20か所の商工会		
岡山県中小企業団体中央会 ものづくり・連携支援課	岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2階	086-224-2245

☑ 経営革新計画制度に関するお問い合わせ先

岡山県産業労働部経営支援課	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7354
---------------	---------------	--------------

様式DLは
コチラから！



今こそ、
経営革新

「経営革新計画」承認制度のご案内

新規顧客の
獲得につながった！

新規事業の売上で
利益が大きく増加した！

経営革新
計画とは？

経営革新計画とは、中小企業等経営強化法に基づき中小企業者等が策定するビジネスプランのことです
新たな事業活動により「経営の相当程度の向上」を図ることを目的としており、要件を満たす計画は岡山県知事から承認を受けることができます

岡山県

経営革新計画承認における4点のポイント

1 申請対象となる事業者

経営革新計画を申請するためには、以下の3つの要件を満たしていることが必要です

- ✓ 直近1年以上の営業実績があり、この期間の決算を税務署に申告済みであること
- ✓ 岡山県内に本社登記をしていること(個人事業主は県内に住民登録していること)
- ✓ 下記の従業員数基準を満たしていること

主たる事業を営んでいる業種	従業員数基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

※常時使用する従業員数には、事業主、役員、臨時従業員を含みません

※組合、連合会及び一般社団法人も、一定の要件を満たした場合は対象になります

2 計画の内容

経営革新計画における「新事業活動」とは、次の6つの新たな取組を指します

新事業活動の分類

分類ごとの取組事例

新商品の開発又は生産



これまで廃棄していた廃棄物を原材料に用いた新商品を開発し、販売する

新役務の開発又は提供



遊休資産を活用した新サービスを開発し、顧客の新規開拓を行う

商品の新たな生産又は販売の方式の導入



従来外注していた工程を内製化し、コスト削減と納期短縮を実現する

役務の新たな提供の方式の導入



人手で行ってきたサービスについて、システムを構築することで低コスト、効率化を図る

技術に関する研究開発及びその成果の利用



研究開発により低燃費を実現する次世代エンジンを開発し、これを販売する

その他の新たな事業活動

※「新たな取組」とは、個々の事業者にとっての「新たなもの」であれば既に他社において採用されている技術・方式を採用する場合も原則承認対象としますが、既に相当程度普及している場合は対象外となります

！ お考えの計画が「新事業活動」に該当するかどうかご不明な場合は、一度ご相談ください

3 計画期間

承認対象となる経営革新計画の計画期間(事業期間)は3～5年間です

研究開発を実施する場合は3～8年間です(研究開発期間を除く事業期間は3～5年間)

4 計画の数値目標

「経営の相当程度の向上」とは、次の2つの指標が計画期間内に基準以上の伸び率を達成することを指します

計画期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率	付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
3年計画	9%以上	4.5%以上	一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 / 従業員数
4年計画	12%以上	6.0%以上	給与支給総額 = 役員報酬 + 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当
5年計画	15%以上	7.5%以上	

計画策定から承認までの流れ

(公財)岡山県産業振興財団への相談

経営革新計画の申請をお考えの事業者は、(公財)岡山県産業振興財団にご相談ください。(お近くの支援機関経由でのご相談も可能です)

経営革新計画の策定、ブラッシュアップ

所定の様式により計画を策定していただきます。申請書の計画内容については、支援機関担当者との協議を重ねながらブラッシュアップを行います。(2～3カ月が目安です)

申請書の提出、聞き取り調査及び審査

必要書類と合わせて申請書をご提出いただきます。提出資料に基づき、審査機関の職員が事業者を訪問して聞き取り調査を行い、これらの内容に基づき書面審査を行います。

計画の承認/関係機関に支援策を申請

審査結果により県知事が承認、不承認を決定し、承認事業者には承認書等を送付します。利用を希望する支援策等がある場合は、該当機関に申請を行っていただきます。

計画の実施/フォローアップ調査への対応

計画に基づき事業を実施していただきます。また、計画策定時に担当した支援機関を通じて計画の進捗状況に関する調査等を行います。

計画期間が終了した事業者のうち、経営の向上が顕著であり、他の模範となる実績を上げた事業者は、県知事から「経営革新アワード」において表彰されます。